

生徒心得

本校生徒は「明朗で秩序があり叡智と勇気に満ちた学校」を建設するために、次の規律を尊重しなければならない。

第1章 通 則

- 1 民主主義の眞の意義をわきまえ、すべての行動はおのれの良識で判断し、西高生らしい誇りを持ち、品位のある自主的な行動をとる。
- 2 授業の予習と復習に努め、自主的な学習態度を養うとともに、各自の責任を自覚し、学級や生徒会の運営に協力する。
- 3 生徒は常に身分証明書を携帯する。

第2章 服 装

- 1 服装・頭髪は、時代の風潮に流されることなく、質素・清潔・端正を心がける。
- 2 制服は、卷末の「制服ガイド」のとおりとし、くずした着方をしない。
- 3 標準服には校章を襟につける。式典は標準服を着用する。ただし、特に暑い時期は任意とする。
- 4 スカート着用時のソックスは、紺または黒のソックスとする。膝上、くるぶし丈など極端な丈のものは避ける。また、防寒用に黒のタイツ、黒のタイツと黒のショートソックスとの重ね着も認める。
- 5 学校指定のベスト・セーターの着用を認める。
- 6 コート類は、質素で通学に適した形状、黒、紺等の地味な色のものを着用する。
- 7 通学用靴は、革靴もしくは運動靴とし、自転車通学の安全性を確保できるものとする。
- 8 通学用カバンは、通学にふさわしいものを使用する。
- 9 頭髪は、脱色・染髪等、手を加えてはならない。
- 10 化粧をしたり、指輪やピアス等のアクセサリーをつけたりしてはならない。
- 11 特別な事由により、異装を必要とする時は、許可を受ける。
- 12 休日など部活動のために登校する場合は、制服又は部活動で定めた服装を着用する。

第3章 礼 儀

校内校外を問わず、人間関係の基本である挨拶を励行し、節度ある言動をする。

第4章 校内・校外生活

1 校内生活

- (1) 朝は、ゆとりをもって登校する。欠席・遅刻をする場合は、保護者にメールまたは電話にて学校へ連絡してもらう。
- (2) 遅刻して登校した時は、職員室に寄り、学級担任または学年の教師に理由を伝えた上で教室に向かう。教室では授業担当教師にも理由を伝える。
- (3) 早退、欠課、外出する時は、学級担任の許可を得る。
- (4) ロッカーは、1学期始業式の日から3学期終業式の日まで使用することができる。
- (5) 公共物は常に大切に使用するよう心掛け、万一破損した場合は、速やかに届け出る。
- (6) 建物、器具、薬品、その他校有物を使用したい時は、管理責任教師の許可を受ける。

- (7) 拾得物や遺失物は、学級担任又は生徒課の係へ速やかに届け出る。
- (8) 不必要な金品を学校へ持つてこない。また、必要があって持ってきた場合は担任に預けるか貴重品ロッカーを活用し、管理に充分注意する。
- (9) 登校後から下校まで、原則敷地内での携帯電話・スマートフォンの使用を禁止する。
ただし、授業、行事、部活動等で担当の教師が必要と認める時は例外とする。

2 校外生活

- (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用、万引き等、法律に触れる行為をしてはならない。
- (2) パチンコやレース等の賭博場、成人映画館、酒場など風紀を乱すおそれのある場所に立ち入らない。
- (3) 深夜外出（23:00～4:00）は禁止する。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。特別な事情がある場合、第7章の「願」を提出し、許可された場合のみ認める。

第5章 通学及び交通安全

- 1 通学の際は、公衆道徳を守り、交通規則を遵守する。また、自転車通学者は、次の点に注意する。
 - ア 自転車通学は、各年度当初に自転車通学許可願いと自転車点検整備カードを提出し許可を受けた者のみとし、許可証を自転車の指定箇所に貼付しなくてはならない。また、自転車は必ず施錠し、所定の場所に駐輪する。
 - イ 自転車は、シティ車、両足スタンドのものとし、交通安全上支障があるような改造をしてはならない。
 - ウ 敷地内の乗車、昇降口前の通行は禁止する。東坂は南側を降車して通行し、公道に出る時は必ず一旦停止をする。
 - エ 走行時は歩行者を優先し、一時停止無視、傘さし、無灯火、右側走行、並進、スマホ操作、イヤフォン装着等の道路交通法違反を犯すことなく、自他の安全に配慮しなくてはならない。また、できる限りヘルメットを着用する。
 - オ 自転車安全指導カードを交付された場合は、速やかに学級担任に報告し、カードを生徒課担当に提出する。
- 2 自動車、自動二輪車、原動機付自転車等の免許取得は、禁止する。また、自動二輪車への同乗は、危険が伴うため避ける。

第6章 部

- 1 生徒は、いずれか一つの部に所属することができる。
- 2 部の登録は4月とし、原則変更は年度替わりとするが、年度途中に変更を希望する場合は顧問や担任に可否を確認し、所定の届け出を行う。
- 3 部活動費は、生徒総会の承認を経て決定する。
- 4 試合・合宿等に参加する時は、保護者等の承認を得る。
- 5 部室には、朝及び放課後以外は出入りしない。
また、部室は、常に清潔・整頓に留意し、部に必要のない私物を常置しない。
- 6 部活動時間は放課後から19時までとする。最終下校時間は、19時30分とする。
- 7 部の新設並びに廃部について、生徒会会則第7章（部活動）第26条を参照する。

第7章 願・届

- 1 願・届は所定の用紙を使用し、学級担任に提出する。
- 2 届を提出しなければならない場合は次の通りである。
 - (1) 住所、姓名、保護者等の変更
 - (2) 学校感染症罹患
 - (3) 海外旅行
- 3 願を提出しなければならない場合（既述を除く）
 - (1) 中途退学
 - (2) 休学
 - (3) 復学
 - (4) 転校
 - (5) 旅行許可（学割証発行）
 - (6) 各種証明書発行
 - (7) アルバイト
- 4 以下の場合、学級担任に連絡をする。
 - (1) 長期欠席（欠席が一週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添える。）
 - (2) 忌引き
(忌引きの日数は次の通りである)

ア 父母	7日以内
イ 祖父母、兄弟姉妹	3日以内
ウ 叔伯父母、曾祖父母	1日以内